平成２１年（フ）第３０１６号
福岡県朝倉市堤907番地の１
破産者　九州基礎株式会社
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１９号
福岡県大野城市御笠川４丁目５番１号
破産者　株式会社中央鋼板
１　決定年月日　平成24年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市中町１丁目１番地８
破産者　協同組合延岡専門店会
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３０９号
札幌市中央区南24条西14丁目３番１号　ロジュマン藤201号
破産者　加藤　利哉
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１７号
埼玉県吉川市木売３丁目２番地13飯田マンション201号
破産者　大石　　力
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
広島市南区宇品東７丁目１番24号　志田守方、開始決定時及び住民票上の住所広島市東区戸坂山根１丁目２番37―101号
破産者　山口　和江
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４５号
福岡市東区和白東２丁目32番８号
破産者　汾陽　尚永
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３１号
福岡市東区箱崎５丁目11番７―711号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区箱崎５丁目11番７―712号
破産者　井上　恒雄
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５０号
長崎県長崎市横尾３丁目36番14号　セジュールたけもと101、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―806号
破産者　山田　　明
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目25番24号　ノースキャピタル105、破産手続開始決定時の住所福島県南相馬市鹿島区山下字割田206番地
破産者　米倉　邦浩
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第５９２号
横浜市港北区篠原町1026番地の12
破産者　土井　國秀
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５７号
横浜市鶴見区平安町１丁目58番地12　第２サクラコーポ305
破産者　藤田　勝美
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１号
新潟県長岡市城内町３丁目８番地７　蒼柴ビル301号、住民票上の住所新潟県長岡市関原町１丁目4636番地
破産者　酒井　榮一
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
愛知県知立市八ツ田町山畔84番地１　ロレンプレースＡ棟202号、開始決定時の住所愛知県豊田市中田町富士53番地６　キングスコート中田Ｉ―1101
破産者　上屋敷　誠
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
愛知県豊田市大沼町越田和52番地　教職員住宅202号
破産者　松原　輝明
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭20番地263
破産者　服部　修之
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係